

21世紀に向けた美術館の在り方について

(報告)

平成9年6月

21世紀に向けての美術館の在り方
に関する調査研究協力者会議

～ 目次 ～

序	1
I 美術館の歴史と現状	2
1 美術館の歴史	2
2 我が国の美術館の現状	2
II 美術館の在り方	3
1 美術館とは	3
2 これからの美術館像	4
III 美術館における基本的な課題と方策	5
1 調査・研究機能の充実	5
2 収蔵品及び常設展示の充実	5
3 保存・修復の充実	6
4 企画展の充実	6
5 教育・普及活動の充実	6
6 利用者に対するサービスの向上	7
7 人材の確保・養成	7
8 民間企業等との協力の促進	8
IV 今後望まれる美術館の諸活動	8
1 情報化の推進	8
2 美術作品の公開促進	9
3 新しい視点に基づく美術作品の評価	9
4 国際的な文化発信・交流の促進	9
5 ボランティア活動等の推進	10
6 美術館の相互連携の促進	10

序

文化は、人間として生きていく上で基本に関わるものであり、一国にとってそのよって立つ最も重要な存立基盤の一つである。

今日、経済大国として世界有数の経済水準を保っていることなどから、我が国においては、物の豊さよりも心の豊かさを志向する機運が高まっている。また、価値観が多様化し、創造的な感性や個性が一層尊重されるようになりつつある。こうした中で多くの人々が、優れた文化の所産に触れたり、自ら文化の創造に参加することに喜びや安らぎを感じるなど、文化に対し大きな関心を寄せており、その中でも美術を鑑賞や創作の対象とする者の割合が増加している。

このような社会的傾向を背景として、全国各地において多くの美術館が建設されており、現在では美術館の設置はかなり進んだ段階にあると言える。しかしながら、我が国の美術館の歴史は浅く、美術館運営の専門知識の不足、予算や人材の確保における様々な制約などにより、美術館が本来果たすべき機能を果たしていないとの指摘も少なくない。

国民の美術館に対する期待が高まる中、美についての国民の感性と知的欲求を充足させる「心のインフラストラクチャ」として、美術館を魅力あるものにするためには、美術館本来の役割を再認識するとともに、運営面における充実を図る必要がある。

文化庁では、21世紀に向けて新しい文化立国を目指すため、平成8年度から、舞台芸術の分野で我が国の水準を高めるため、その牽引力となる芸術団体の支援を行うこと等を内容とする「アーツプラン21」をスタートさせるとともに、もう一方の大きな柱である芸術や文化活動の拠点としての美術館・博物館の抜本的な振興を図る観点から「ミュージアム・プラン」を打ち出している。

本報告書は、「ミュージアム・プラン」を踏まえつつ、美術館をめぐる現状や時代の趨勢をとらえ、美術館新時代を目指して、美術館の在り方について検討した結果を取りまとめたものである。

1 美術館の歴史と現状

1 美術館の歴史

元来、美術作品のコレクションは、王侯貴族等によって行われていたものであったが、市民革命を経て一般民衆に公開されるようになったことが近代的な美術館の嚆矢と言える。

ヨーロッパにおいては市民的な権利として美術作品の公開を勝ち取るとともに、文化国家としての威信をかけて美術館建設が進められた。一方、アメリカにおいては大資本家が自己のコレクションを一般に公開するなど民間主導で美術館の設置が進められ、ヨーロッパと比較して美術館の歴史が浅いにもかかわらず、今や世界有数の美術館先進国と言われるに至っている。

我が国では、明治時代、欧化政策が進められる中で、美術館も他の諸制度とともに欧米から輸入されたものであり、国威発揚と国民の文化的啓蒙がその主な目的であった。しかしながら、先行したのは総合的な性格の博物館であり、これは明治政府の殖産興業政策のもとに進められた博覧会事業と結びついていた。明治15年上野公園内に博物館（現東京国立博物館、当時農商務省所管）の新館が開館し、明治19年に宮内省に移管された頃から、博物館は歴史的な美術作品を中心にするようになり、その後、事実上近代的な美術館の性格を持つ方向に整備されていった。

大正から戦前にかけて、私的コレクションの公開を主目的とした私立の大倉集古館（大正6年）、大原美術館（昭和5年）などが開館する一方、展示施設として公立の東京府美術館（大正15年 現東京都美術館）などが開館している。戦後には、神奈川県立近代美術館（昭和26年）や国立近代美術館（昭和27年 現東京国立近代美術館）が開館し、前者は旺盛な企画展活動によって、後者はそれに収集活動を加えることによってその後の我が国の美術館の在り方に大きな影響を与えた。また、昭和34年にはフランス政府から返還・寄贈されたフランス近代美術を中心とする松方コレクションを基礎として国立西洋美術館が開館している。

さらに、特に近年の建設ブームにより大幅に設置数が増加しており、現在、国公私立全体で651館（平成5年度文部省「社会教育調査」）の美術館が設置されている。

2 我が国の美術館の現状

以上の我が国の美術館の歴史から、その成り立ちは大きく二つに分類するこ

とができる。一つは、コレクションを公開する常設展示から出発したものであり、もう一つは、コレクションをほとんど持たず、企画展によって人々に対する美術作品の鑑賞機会や芸術家の作品発表の場を提供する展示施設を中心に出発したものである。現状は、どちらか一つの機能のみでは本来の美術館の役割を果たし得ないとの認識から、二つの機能を併せ持つよう努力するとともに、さらに理想的な美術館の在り方を求めて模索が続けられている段階である。しかしながら、依然として展示施設としての美術館像が我が国の美術館の発展に大きな影響を残しており、必ずしも美術館の多様な機能が一般に理解されていない場合が見受けられる。

また、我が国においては、美術館が明治以降の産業基盤としての社会資本と同様に欧米から輸入された歴史もあり、建物の整備、職員の配置、関係予算の計上等を適度に行うことだけで美術館が十分に機能するように考えている人も少なくない。確かに、これらの要件は、美術館にとって必要不可欠なものであり、特に、不十分であると言われている職員や予算の充実に引き続き努める必要がある。しかしながら、それだけで美術館が十分に機能するものではなく、国民の理解と支持があって初めてその機能を十分に発揮できるのであり、美術館自体がその存在意義を国民に明らかにするよう努めることが求められている。

II 美術館の在り方

1 美術館とは

国際博物館会議（ICOM）の、美術館を含めた博物館の定義に基づき美術館を定義すると、「美術館とは、研究・教育・楽しみの目的で美術作品及び関連資料を収集し、保存し、研究し、利用に供し、また展示を行うことを通じて、社会とその発展に貢献する公共の非営利常設機関である。」とすることができる。

すなわち、美術館は、「美」についての多様な思考やイメージなどを造形的に表現した美術作品の恒久的な収集・展示の場であると同時に、展覧会、講演会等を通じて教育・普及の活動を展開するものであり、また、収蔵品や関連資料についての学術研究、収集・展示、保存・修復、教育・普及に関する研究等を行うものである。

一方、利用者の側からみれば、美術館という「美」が集約された空間の中で、優れた美術作品に直に触れ、深い感動を覚えることにより、豊かな感性を育てる場であるとともに、知的欲求を充足する場であると言することができる。

既存の美術館には、特定のコレクションを中心として設置されたものや、特定の芸術家を記念して設置されたもの、地域の美術関係の総合的センターとして設置されたものなど各種のものがあり、本来の設置目的を踏まえつつ個性を生かした多様な展開を遂げることが求められる。

また、我が国の代表的な美術館については、先導的な取り組みを積極的に展開するなど、世界に誇れる美術館として質の高い活動を行うことが期待される。特に、国立美術館については、極めて価値の高い美術作品を体系的に収集し、保存し、高度で専門的な調査・研究などを行う文化面での我が国の「顔」としての使命を果たすとともに、我が国の美術館全体のセンター的な存在としてネットワークを形成し、専門的研修を実施するなど中核的役割を果たしていくことが求められる。

2 これからの美術館像

21世紀を目前に控えた今日、生活水準の向上、自由時間の増大等による国民の美術館へのニーズの高まり、情報化、国際化、高齢化、生涯学習社会への移行等時代が急激に変化する中で我が国の美術館は大きな転機に立っている。

社会の変革が進む中で、美術館は、優れた美術作品を最良の状態で可能な限り多くの人々の鑑賞に供するという使命を再認識するとともに、国民の多様化するニーズを踏まえつつ、美術に関する新たな流れを支援するなど、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開することが求められる。

美術館が国民の感性や知的欲求を満たす「心のインフラストラクチュア」としての役割を果たすためには、国民が美術館に何を期待しているのか、また、美術館は、国民に対してどのように応えていくのかなどについて絶えず自己点検評価を行い、明確な運営方針に基づき個性豊かな美術館活動を展開する必要がある。この場合、美術館の目的・理念に基づいた活動を展開することが重要であり、そのためには、美術館の諸機能を別々に機能させるのではなく、調査・研究機能を基本としつつ、そこから得られた調査結果や研究成果をもとに、美術作品等の収集・展示、保存・修復、教育・普及活動等を有機的・体系的に行うことが必要である。

すなわち、設置目的などの美術館の基本理念に基づいて行われた調査・研究や、その成果によって裏付けられた諸活動がこれからの美術館を支えることとなる。このことにより、美術館は、新たな芸術文化を創造・蓄積し、国内外における交流・発信を行う場として、芸術文化活動の拠点として位置づけられるとともに、国民にとって魅力的なものとなる。

Ⅲ 美術館における基本的な課題と方策

今後、我が国の美術館の振興を図るためには、基本的な諸機能の一層の充実が必要不可欠である。そのためには、運営に関わる財政基盤の充実及び高度の専門性を有する人材の確保など美術館に対する重点的な社会的投資に努める必要がある。特に、美術館の現状を踏まえ、以下の諸課題に対して適切に対応することが求められる。

1 調査・研究機能の充実

美術館の量的整備が進む中、その質の向上を図ることが求められている。収集・展示、教育・普及等の美術館の活動の多くは、美術作品や関連資料等についての調査・研究が基本となっており、美術館の質的整備のためには、調査・研究機能を充実することが必要である。しかしながら、美術館をめぐる種々の制約から、それらの調査・研究が十分には行われていないのが現状である。

このため、学芸担当職員が長期的展望に立ち継続性を持って調査・研究活動に従事することができるような環境整備を行うとともに、美術館の調査・研究の機能をより充実させていく観点から、高度な専門性を有する学芸担当職員の採用や美術館と大学院等との協力による人材の養成及び共同研究などを行う必要がある。また、収集・展示、教育・普及等の各活動に関する学芸担当職員の研究成果が正しく評価されるようなシステムを構築する必要がある。

2 収藏品及び常設展示の充実

一般的に美術館は、美術作品そのものを鑑賞に供することが期待されており、また、美術館が個性豊かな活動を展開する上で、人々との身近な接点である展示活動の役割は大きい。それゆえ、美術館は、その目的・理念に従ってコレクションを形成し、常設展示等を通じて美術に親しむ機会を提供する必要がある。しかしながら、一般に質の高い美術作品の購入が難しくなる中、従来の作品購入のための財政基盤では世界に誇りうるコレクションを形成することは極めて困難な状況にある。

このため、美術館は、収集方針を確立して個性を生かした収藏品の充実を図ることが急務であり、美術作品の購入予算の充実に努めるとともに、寄付・寄贈等を促進する税制について検討する必要がある。

3 保存・修復の充実

人類共通の財産である美術作品を保存し、適切な形で次世代に引き継ぐことは、美術館の重要な社会的責務の一つである。美術作品の保存については、適正な収蔵庫・展示施設等を確保するとともに、収集の時点から、長期的展望に立っていかにして適切に美術作品を保存するかについてきめ細かな配慮を行う必要がある。しかしながら、我が国では、保存・修復の重要性は社会的にも関係者の間でも十分認識されていない場合が少なくなく、今後、美術館は、保存・修復により重点を置いた活動を展開することが求められている。

このため、24時間空調など美術館における展示・保存環境の整備を行うほか、保存・修復に関する研修の充実を図るとともに地域における拠点的な美術館において保存専門の職員の確保・養成を図ることが必要である。また、保存・修復に関する中核的役割を担う機関の体制の整備について検討する必要がある。

4 企画展の充実

学芸担当職員等による専門的な研究の成果の発表の場であるとともに、利用者にとっても大きな楽しみとなる企画展は、美術館の活動の中でも常設展とともに重要な位置を占めるものである。また、企画展は、開催館自身の考え方を表現するものとも言え、美術館の人々に対するメッセージや美術館の個性を広く国内外にアピールするための機会でもある。しかしながら、収蔵品が十分でないことや企画展を開催するための経費が上昇していることなどにより、内容の充実した質の高い企画展を開催することが困難となっている場合がある。

このため、海外からの美術作品を借りる場合等における国家補償制度及び団体保険制度について検討を行うほか、各館の収蔵品を活用した共同企画展、巡回展等の充実を図る必要がある。また、美術館は、観覧者に心から感動をもって迎えられる企画や展示を心がける必要がある。

5 教育・普及活動の充実

美術館は、ますます多様化し、高度化する人々の学習意欲に適確に対応し、生涯学習のための重要な役割を果たしていくことが求められている。また、生涯学習の基礎を培う学校教育との相互連携がますます重要となっている。しかしながら、美術館の鑑賞教育に携わる専門職員が不足しているなど教育・普及活動のための環境整備が不十分であることなどから、社会のニーズへの対応が十分に図られていない場合がある。

このため、人材の確保を図りつつ人々のニーズ等を踏まえた上で、講座、講

演会、ギャラリートーク等を積極的に開催していくとともに、地域における美術活動への支援等を行う必要がある。また、美術教育における学校教育との連携を図る観点から、美術館の有する専門的機能や特色を生かしつつ、青少年を対象とした企画展等の企画、教員向けの講座の開設、学校への出張講座や移動教室などを積極的に開催するとともに、学校週5日制に対応し、土曜日、日曜日の子どもの入場料の無料化等を促進することが求められる。

さらに、美術館活動についての人々の理解を得るため、例えば「美術の日」や「美術愛好週間」等を設けることなどについて検討するとともに、地域における先進事例を全国に紹介し、美術館の教育・普及活動等についての認識が深まるよう努める必要がある。

6 利用者に対するサービスの向上

近年、美術館は、子どもから高齢者まで男女を問わずに多くの人々に利用されるようになってきている。今後、美術館が「心のインフラストラクチャ」として人々に心から楽しんで利用されるようになるためには、利用者の立場に立った多様なサービスを提供するとともに、利用者にとって快適な空間であることが求められている。

このため、美術館が利用者のニーズ、美術館に対する要望等を把握し、それを展示等の美術館運営に反映させていくとともに、開館時間の弾力化、柔軟な休館日の設定、一定地域における共通入場券の発行、美術館情報の提供、高齢者・身体障害者や乳幼児同伴者等に対する配慮、附属図書館の開放など、利用者の立場に立ったサービスの提供を行う必要がある。また、ミュージアムショップやレストラン等の付属施設を充実し、利用者にとって快適な空間づくりに努めることが求められる。

7 人材の確保・養成

欧米諸国においては、調査・研究、保存・修復、展示、教育・普及、渉外、広報等のそれぞれの領域において専門職員が配置され、キュレーターなどを中心に有機的な活動が展開されている。しかしながら、我が国においては、これらの多くの領域を同一の学芸担当職員が担っている場合が多く、このことが学芸担当職員への過度の負担となっている場合が見受けられる。

美術館の機能を最大限に発揮し、人々の鑑賞意欲の広がり、学習ニーズの多様化、高度化に適確に応えていくためには、美術館の諸機能に対応した専門職員の充実を図る必要がある。特に、学芸担当職員については、専門的な業績・経験等が適切に評価されそれが任用や処遇の面でも反映されるよう配慮する必

要がある。また、美術館が本来の役割を果たすとともに、新たな時代の潮流に対応した美術館運営が一層求められる中、美術館の中心となる館長の責任は非常に重いものであると言える。さらに、学芸担当職員とともに美術館運営の基盤を支える事務担当職員を確保するとともに、学芸担当職員との間の相互連携を促進する必要がある。

このため、特に美術館の学芸員については、資質の向上のため、将来的にはその資格等の抜本的な見直しや高度で実践的な専門的能力を有する学芸員の専門性を評価する制度の検討を行う必要がある。また、新しい時代にふさわしい適性・能力・意欲等を備えた人材を美術館の館長として確保するとともに、長期的展望に立ち、事務系を含めて美術館職員を対象とした国内外における研修制度の充実について検討することが必要である。

8 民間企業等との協力の促進

美術館の諸機能の一層の充実を図っていくためには、その活動の基礎となる財政基盤の充実や人材の確保など重点的な社会的投資に努める必要がある。しかしながら、厳しい財政事情等を理由として、美術館独力ではその活動の基盤を十分に充実させ、質の高い多様な活動を積極的に展開することができない場合が見受けられる。

このため、美術館独自の財源や人的な強化に努める一方、美術館の明確な目的・理念に基づいて民間企業等と人的、財政的連携を促進する必要がある。特に、質の高い大型の企画展は、多くの人々の期待するところであり、美術館が主体性を持って芸術文化活動に理解の深い新聞社、放送局等の企業と積極的に連携するなど、美術館活動に各方面の協力を求めていくことが必要である。

IV 今後望まれる美術館の諸活動

情報化、国際化等の急激な社会の変化により、従来にはない新たなニーズが創出され、美術館に対して新しい期待が寄せられることとなる。今後、社会が進展する中で、それらに対応した活動を行う必要があり、特に以下の諸活動等の振興を図ることが求められる。

1 情報化の推進

国民の美術品情報に対するニーズは、一段と高まってきており、また、美術

館関係者が、企画展等の事業を実施する上で、美術品情報は必要不可欠なものである。しかしながら、現在、国立美術館・博物館等の一部の美術品情報を除き、ほとんど情報化が進んでいない状況にある。

今後、各美術館における展覧会、所蔵作品等を紹介するホームページの開設、所蔵作品のCD-ROM等の作成、マルチメディアを利用した展示・解説、さらに、バーチャル・ミュージアムの設置など新たな技術を活用した美術館活動を促進することが必要である。また、各美術館に対し収蔵品に関する情報や事業の案内情報等のデータベース化やそのための共通検索システムへの参加を奨励し、全国的な情報ネットワークの形成を推進する必要がある。その際、著作権についても十分留意し、理解と知識を深めつつ適切な対応を行うことが必要である。

2 美術作品の公開促進

現在、個人、企業等が購入し所有している美術作品の公開性は必ずしも高くなく、多くの優れた美術作品が国民の目に触れることなく私蔵されているのが現状である。

今後、寄贈・寄託等に関する広報・相談業務等の機能を持つ組織の整備を図るとともに、寄贈・寄託に関する税制の検討、美術作品の寄贈・寄託者等に対する顕彰制度の充実等を行い、私蔵されている美術作品の美術館等への寄贈・寄託等を促進することが必要である。さらに、美術作品による相続税の物納制度などの弾力的運用について検討する必要がある。

3 新しい視点に基づく美術作品の評価

現在の我が国の美術館は、ある程度評価の定まった作家の美術作品を購入、展示する傾向があるが、今後、美術館が芸術文化活動の拠点として新たな芸術の潮流を育てていくためにはそれだけで十分であるとは言えない。

今後、美術館は、将来の文化発信に備えるため、その個性を生かしつつ、学芸担当職員等の学術的研究と芸術的感性に基づく美術作品の選定を積極的に試みることが必要である。そのためには、美術館は、新しい視点に基づき従来の作品の再評価を行うとともに、新たな取り組みを試みる新人作家の作品に対して柔軟な視点を持つことが必要である。また、作品制作の場等を設けて内外の若手芸術家の活動拠点として提供することも考えられる。

4 国際的な文化発信・交流の促進

現在の我が国における美術展は、国際交流の観点からみた場合、海外から借

りた美術作品を展示する機会が、我が国の近現代美術作品を海外において紹介する機会に比べて非常に多い現状にある。また、我が国の美術館と諸外国の美術館の協力による共同企画展や学芸担当職員の相互交流なども不十分な状況である。

今後、美術館は、展示活動や調査・研究活動で得た国際的なネットワークを活用して、古美術のみならず、我が国の近現代美術を広く海外に紹介するとともに、国際共同企画展や海外の専門家の招へい、学芸担当職員の相互研修等を積極的に試みる必要がある。

5 ボランティア活動等の推進

美術館におけるボランティア活動は、ボランティア自身にとって自己啓発、自己実現につながる機会となる。また、ボランティア活動や友の会活動を通じて人々は美術館に愛着を持つことになり、美術館に対する地域住民の理解と関心を高めることとなる。

今後、美術館の受け入れの体制に配慮しつつ、美術館活動を側面から支え協力するという基本的な理念に基づくボランティア及び友の会の組織化を促進し、地域住民との交流をはじめとする開かれた美術館を目指すことが必要である。この場合、鑑賞教育に理解のある退職した大学の教員など美術に関する専門的知識を有する者の協力を求め、質の高いボランティア活動を展開することも必要である。

6 美術館の相互連携の促進

美術館がその役割を十分に果たしていくためには、図録やホームページに用いる画像等の著作権処理、企画展出品作品に対する団体保険制度の導入、防災対策、学芸員等の資質向上等の美術館共通の諸課題について、全国美術館が一体となって効率的・効果的に対応することが必要である。しかしながら、その運営の充実に向けて長期的、体系的な事業展開を行うことができる基盤が十分に整っていない状況にある。

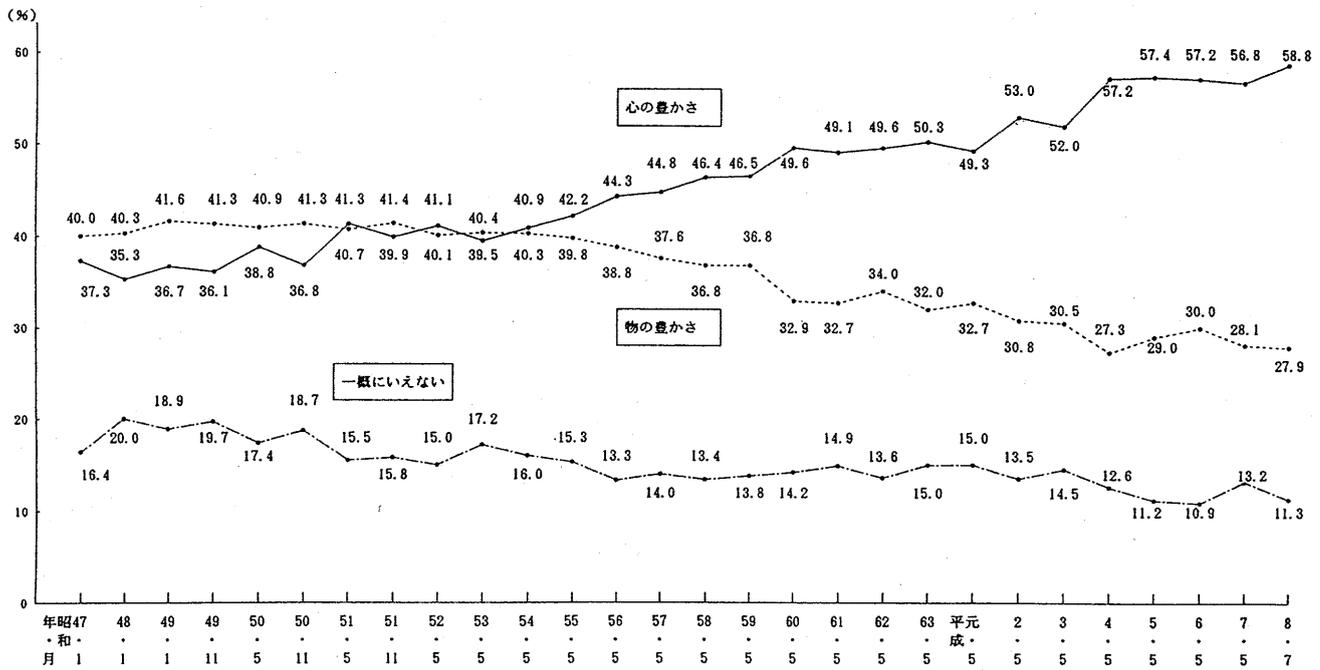
今後、美術館の相互の連携を促進し、美術館をめぐる様々な課題に対して美術館全体で取り組むための全国的組織の基盤の充実を図ることが必要である。

参 考 资 料

～参考資料目次～

○ 心の豊かさを重視する者の割合	11
○ 今後の鑑賞希望	11
○ 今後の活動希望	11
○ ミュージアム・プラン	12
○ 美術館の設置状況	14
○ 美術館の入館者数	14
○ 美術館の開館状況	14
○ 国際博物館会議（ICOM）の博物館の定義	15
○ 美術館の資料数	16
○ 美術館における特別展の開催状況	16
○ 企画展に対する取り組み姿勢	16
○ 企画展に積極的でない理由	17
○ 美術館における講習会等の実施状況	17
○ 美術館の学芸担当職員数	17
○ 文化庁等が実施する学芸員等を対象とする研修	18
○ 文化情報総合システムの構想図	19
○ 「友の会」組織の有無	20
○ ボランティアの状況	20

○ 心の豊かさを重視する者の割合



総理府「国民生活に関する世論調査」による。

○ 今後の鑑賞希望

(複数回答 %)

	該当者数	鑑賞したいものがある									特 に な い	分 か ら な い
		音 楽	映 画	演 劇 演 芸	美 術	生 活 文 化	舞 踊	文 芸	そ の 他			
平成8年調査	3,668	78.4	40.8	40.7	25.7	21.5	12.9	8.1	5.3	0.2	20.7	0.9
昭和62年調査	2,322	72.2	37.3	39.0	24.2	16.0	14.0	7.1	5.6	0.1	26.9	0.9

総理府「文化に関する世論調査」による。

○ 今後の活動希望

(複数回答 %)

	該当者数	活動したいものがある									特 に な い	分 か ら な い
		美 術	生 活 文 化	音 楽	文 芸	舞 踊	演 劇 演 芸	映 画	そ の 他			
平成8年調査	3,668	29.0	11.1	9.2	8.1	3.0	2.4	1.8	1.2	0.2	69.7	1.4
昭和62年調査	2,322	28.3	7.2	10.0	8.5	3.2	3.3	2.4	1.6	0.3	70.7	1.1

総理府「文化に関する世論調査」による。

○ ミュージアム・プラン

21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策（素案） —ミュージアム・プラン—

平成8年7月30日
文 化 庁

21世紀に向けて、日本が真に豊かな国として発展し、国民の生活の質を高めていくためには、文化活動の拠点とも言えるミュージアム（美術館・博物館）が魅力的なものとなるよう、その活性化を図っていくことが極めて重要である。

このため、全国の美術館・博物館をより魅力あるものにし、文化の拠点としての機能を充実し、国民の美術館・博物館に対するイメージ・アップを図ることが必要である。

また、人々の多様かつ高度化した学習ニーズや、文化的欲求の高まりにに応じていくためには美術館・博物館の学芸員等の資質を高め、そうしたニーズや社会の変化に適切に対応できるようにし、全国の美術館・博物館が身近で親しめるものとなるようにしていく必要がある。

これら美術館・博物館の機能を大幅に拡充し、高度化していくための戦略をミュージアムプランとして、文化庁としては、次のような施策の推進を検討し、直ちに実施できるものについては9年度予算に反映させていく。

- 平成8年度実施中
- ◎平成9年度予算新規事項
- 今後の検討課題

※金額等について平成9年度予算
を踏まえ一部追加修正

1. 美術館・博物館を支える人材の養成

美術館・博物館の機能を最大限に発揮し、人々の学習ニーズの多様化・高度化に的確に応じていくために、学芸員など美術館・博物館の運営の中心となる職員の資質の向上を図る。また、学芸員がその能力を発揮したり、研鑽することができる場を積極的に提供する。

- ◎（1）学芸員上級研修コース（キュレーター研修コース）の新設等 【10百万円】
文化庁が国立美術館・博物館・文化財研究所、大学の協力を得て、1年間にわたる上級研修コースを設け、高度の資質を備えた学芸員を養成するとともに、従来の専門研修の充実を図る。
- ◎（2）重要文化財等の公開活動の充実 【3百万円】
重要文化財等の文化財を取り扱う博物館等において、重要文化財等の公開を行う博物館等における企画・展示の充実を推進するとともに、学芸員等の文化財に関する取扱い能力の向上を図る。
- （3）優秀企画展顕彰事業（エキジビジョン・オブ・ザ・イヤー）
学芸員の企画・展示能力を発揮する場としての企画展覧会の中で優れたものに対して顕彰を行う。

2. より魅力的な国立美術館・博物館の展開

国立美術館・博物館は、我が国を代表する文化施設である。その施設及び機能の充実を図り、より魅力あるものにする。

- （1）収蔵品の充実 【4,762百万円】
収蔵品等購入予算及び重要文化財の買上げ予算を拡充するとともに、収蔵品購入基金について検討する。
- （2）ボランティアの活動の場の充実 【48百万円】
ボランティアに対する研修・登録の仕組み、美術館・博物館運営への協力体制を確立し、ボランティアの活動の場を提供するとともに、学習機能の充実を図る。
- （3）入館者サービスの充実 【111百万円】
開館時間の延長、高齢者や身障者に配慮した設備の整備等、利用者の立場に立ったサービス

機能を充実する。また、共通入場券や休館日の設定のあり方についても検討する。

- (4) 施設の充実 【8,059百万円】
東京国立博物館の平成館(仮称)、国立西洋美術館の21世紀ギャラリー(仮称)などの整備を計画的に進める。
- (5) 新構想博物館、美術館の整備 【81百万円】
九州国立博物館(仮称)、新国立美術展示施設(ナショナルギャラリー)(仮称)設置のための準備を進める。
- (6) 海外の美術館・博物館等との国際交流 【34百万円】
海外の美術館等と相互に収蔵品の交換展覧会を行う。

3. 優れた美術品等に親しむ機会の拡大

我が国の国・公・私立の美術館・博物館が所有している美術品・文化財など優れた文化の所産に触れる機会を拡大する。

- (1) 美術品・文化財全国巡回展等の充実 【67百万円】
国立美術館・博物館等の所蔵作品を活用した巡回展等を充実させるとともに、学校教育との連携を深める。
- (2) 学校週5日制への対応
子どもたちを念頭においた企画展や子ども・親子を対象とした鑑賞教室等を充実するなど、子どもの学校外での活動の場としての機能を高める。
また、学校の空き教室を利用した簡易な展示施設の設置について検討する。
- ◎(3) 重要文化財等の公開の促進 【25百万円】
重要文化財の公開承認施設の承認を推進するとともに、出品勧告制度等の積極的な活用により重要文化財の公開活用を促進する。
- ◎(4) ジャパン・ミュージアム(ホームページの開設【3百万円】)
インターネットにホームページを開設し、日本の美術館・博物館にある代表的な収蔵品等を紹介する。
- (5) 国立美術館・博物館合同企画展覧会の開催
国立美術館・博物館の各館が持つ収蔵品全体を活用した大型の企画展を開催する。
- (6) マルチメディア時代への対応
(5)のインターネット利用を始めとして、バーチャル・ミュージアム等、マルチメディア時代に対応した美術品等の鑑賞の在り方、著作権制度の整備について検討を進める。
- (7) ユニバーシティ・ミュージアムへの支援

4. 美術館・博物館の活動基盤の整備

美術館・博物館の活動を活性化するのに必要な基盤ともいえる事業の充実を図る。

- (1) 美術館・博物館情報システムの整備 【576百万円】
文化情報総合システムの整備を推進し、全国の美術館・博物館の美術品等に関する情報を相互に検索し活用できるネットワークの構築を進める。
- ◎(2) 美術館・博物館設置公益法人の支援
美術館・博物館を設置運営する公益法人を特定公益増進法人とすることによって、寄附を受けやすくする。
- (3) 美術品の寄付・寄託の促進
美術品の寄付・寄託を促進するための税負担軽減措置、美術品の寄付者に対する文化庁の顕彰制度など、私蔵されている美術品を美術館・博物館に寄付・寄託することを促進する方策を検討する。
- (4) 国外の美術品に係る展覧会開催のための条件整備
美術品に対する保険の国家補償制度の創設等について検討する。
- (5) パイロット・ミュージアム事業
地域において、先進的な取組を行っている美術館・博物館をモデル的に研究指定し、事業の運営等に対する支援について検討する。
- (6) 美術館振興のための新たな法制度の検討

○ 美術館の設置状況

(館)

調査年度	美術館								
	合計	登録・相当				類似施設			
		小計	国立	公立	私立	小計	国立	公立	私立
昭和35年度	—	51	2	17	32	—	—	—	—
昭和43年度	—	77	2	23	52	—	—	—	—
昭和53年度	—	135	2	44	89	—	—	—	—
昭和62年度	379	223	2	86	135	156	5	61	90
平成2年度	498	252	2	91	159	246	7	90	149
平成5年度	651	281	2	103	176	370	9	143	218

文部省「社会教育調査」による。

[注] ・「登録」とは博物館法第2条に規定する美術館、「相当」とは同法第29条に規定する美術館、並びに「類似」とは建物がおよそ132㎡以上の延面積を有する「登録、相当」以外の美術館をいう。以下同じ。

・ここでいう「美術館」とは、主として美術に関する資料を収集・保管・展示する社会教育調査上の「美術博物館」をいう。以下同じ。

○ 美術館の入館者数

(千人)

調査期間	調査数	美術館		
		合計	登録・相当	類似施設
昭和34年度間	51館	—	2,841	—
昭和42年度間	77館	—	6,496	—
昭和52年度間	135館	—	11,244	—
昭和61年度間	379館	30,936	21,687	9,249
平成元年度間	498館	45,341	32,127	13,214
平成4年度間	651館	45,765	28,233	17,532

文部省「社会教育調査」による。

○ 美術館の開館状況

(%)

	調査数	稼働日数			
		100日未満	100～199日	200～299日	300日以上
昭和61年度間	369館	3.5%	10.6%	41.5%	44.4%
平成元年度間	477館	3.8%	10.3%	38.2%	47.8%
平成4年度間	626館	3.4%	9.3%	39.1%	48.2%

文部省「社会教育調査」による。

ICOM STATUTES (抄)

Adopted by the 16th General assembly of ICOM(The Hague,
5 september 1989)

Article 2-Definitions

1.A museum is a non-profit making, permanent institution in the service of society and of its development, and open to the public which acquires, conserves, researches, communicates and exhibits, for purposes of study, education and enjoyment, material evidence of people and their environment.

(a) The above definition of a museum shall be applied without any limitation arising from the nature of the governing body, the territorial character, the functional structure or the orientation of the collections of the institution concerned.

(b) In addition to institutions designated as "museums" the following qualify as museums for the purposes of this definition;

(i) natural, archaeological and ethnographic monuments and sites and historical monuments and sites of a museum nature that acquire, conserve and communicate material evidence of people and their environment;

(ii) institutions holding collections of and displaying live specimens of plants and animals, such as botanical and zoological gardens, aquaria and vivaria ;

(iii) science centres and planetaria ;

(iv) conservation institutes and exhibition galleries permanently maintained by libraries and archive centres;

(v) nature reserves;

(vi) such other institutions as the Executive Council, after seeking the advice of the Advisory Committee, considers as having some or all of the characteristics of a museum, or as supporting museums and professional museum workers through museological research, education or training.

国際博物館会議規約 (抄)

これは、1989年9月5日、オランダ ハーグに於ける第16回総会で採択されたものである。

第2条 定義

1. 博物館とは、社会とその発展に貢献し、研究・教育・楽しみ
の目的で人間とその環境に関する物質資料を取得、保存、研究、
伝達、展示する公共の非営利常設機関である

(a) 上記の博物館定義はその管理体制の性格、地域の特性、機
能構造、又は収集方針によっても制限されない

(b) 上記機関に加え次の機関を博物館とみなす

(i) 自然、考古学、民族学上の遺物、遺跡、史跡、及び人間
とその環境に関連する物的資料を取得、保存、伝達する博
物館の性格を有する場所

(ii) 植物、動物の生物標本を収集・展示する機関、即ち植物園、
動物園、水族館、ビバリアなど

(iii) 科学センター及びプラネタリウム

(iv) 図書館及び公文書センターの常設保存研究所及び展示ギ
ャラリー

(v) 自然保護地

(vi) 諮問委員会に意見を求めた後、執行委員会が下記のごと
く考える機関

・ 部分的又は全体的に博物館の特性を備えている

・ 博物館学的研究、教育又は研修を通し博物館と博物館
専門職を支持している

(財) 日本博物館協会訳

○ 美術館の資料数

(点)

	調査数	美術館		
		合計	登録・相当	類似施設
昭和62年度	379館	676,829 (1,786)	446,265	230,564
平成2年度	498館	800,847 (1,608)	465,007	335,840
平成5年度	651館	923,894 (1,419)	567,140	356,754

- ・古美術資料及び近代美術資料を対象とした数字である。
- ・()内の数字は、1館当たりの平均資料数を示す。
文部省「社会教育調査」による。

○ 美術館における特別展の開催状況

(%)

	調査数	開催回数			
		開催せず	1～2回	3～4回	5回以上
昭和61年度間	369館	27.9	32.0	19.8	20.3
平成元年度間	477館	29.8	29.8	18.4	22.0
平成4年度間	626館	33.2	28.4	16.1	22.2

文部省「社会教育調査」による。

○ 企画展に対する取り組み姿勢

(%)

取り組み姿勢	美術館		
	合計	公立	私立
調査数(館)	289	144	145
積極的	60.9	72.9	49.0
あまり積極的でない	28.4	18.1	38.6
開催していない	10.4	8.3	12.4
不明	0.3	0.7	0.0

平成5年度文化庁調査による。

○ 企画展に積極的でない理由

(複数回答 %)

理 由	美 術 館		
	合 計	公 立	私 立
調 査 数	112館	38館	74館
財源不足	44.6	57.9	37.8
学芸担当職員の不足	33.9	52.6	24.3
方針が常設展主体	49.1	28.9	59.5
その他	36.6	39.5	35.1
不明	2.7	5.3	1.4

平成5年度文化庁調査による。

○ 美術館における講習会等の実施状況

	調査数	実施館数 (館)			実施件数 (件)		
		講演会	研究会	映写会等	講演会	研究会	映写会等
昭和61年度間	379館	171	78	73	936	459	3,766
平成元年度間	498館	219	95	90	1,224	934	1,527
平成4年度間	651館	244	116	112	1,574	917	1,709

文部省「社会教育調査」による。

○ 美術館の学芸担当職員数

(人)

	調査数	美 術 館		
		合 計	登録・相当	類似施設
昭和35年度	51館	—	55	—
昭和43年度	77館	—	107	—
昭和53年度	135館	—	316	—
昭和62年度	379館	743	590	153
平成2年度	498館	959	698	261
平成5年度	651館	1,080	763	317

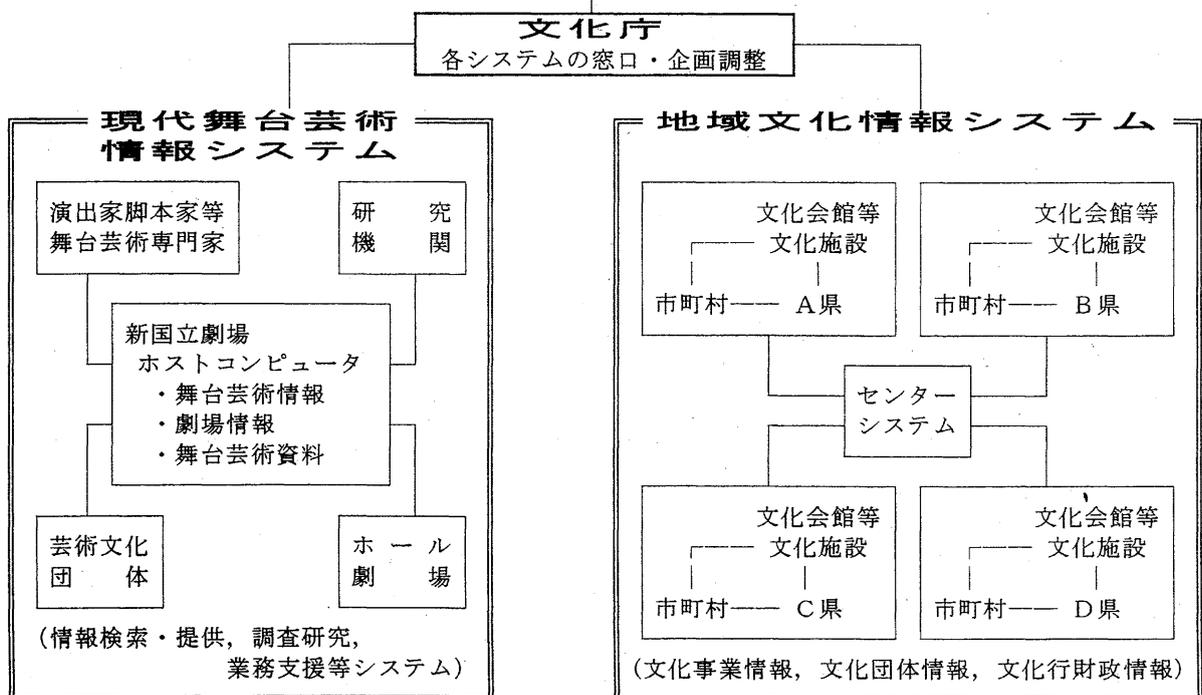
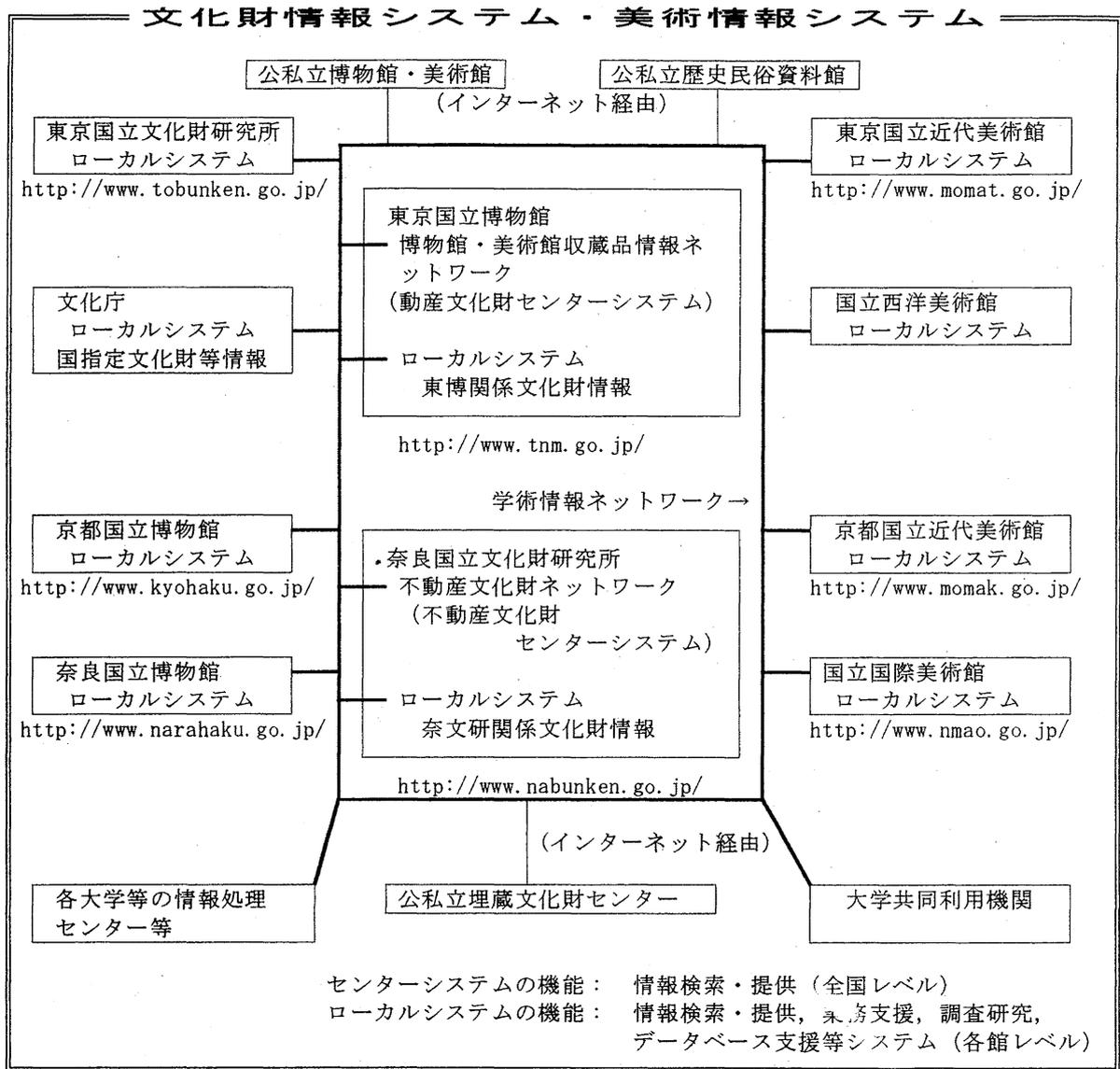
「学芸担当職員」とは、博物館法上の学芸員及び学芸員補をいう。

文部省「社会教育調査」による。

○ 文化庁等が実施する学芸員等を対象とする研修

研修の名称	主催者	対象者	研修期間	研修内容
文化庁キュレーター上級研修	文化庁	公私立博物館・美術館の人文系の学芸担当職員等で、勤務経験が概ね5年以上の者	通年	国立美術館・博物館、文化財研究所、大学の協力により、公私立博物館・美術館の学芸員の資質を向上し、専門性を高めるための研修
文化庁キュレーター中級研修	文化庁	公私立博物館・美術館の近現代美術又は西洋美術に関わる中堅の企画等担当の学芸員で勤務経験3年以上の者（50名程度）	5日間×2年間	
美術館等運営研究協議会	文化庁 東京（京都）国立近代美術館	・美術館等の職員 ・自治体の文化行政担当職員 ・芸術文化団体の関係者	2日間	美術館管理の専門家からの指導・助言をもとに、相互の知識・経験の交流を図る。
保存担当学芸員研修	東京国立文化財研究所	国公立博物館・美術館等の学芸員で美術工芸品の保存部門の担当者（20名程度）	10日間	文化財の科学的保存に関する基礎的知識・技術についての講義・実習
指定文化財（美術工芸品）展示取扱講習会	文化庁	有形文化財（美術工芸品）取扱担当学芸員（60名程度）	5日間×2年間	有形文化財（美術工芸品）の公開、保存及び管理に関し必要な専門的知識・技術の研修
歴史民俗資料館等専門職員研修会	文化庁 国立歴史民俗博物館	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で実務経験5年未満の者（50名程度）	5日間×2年間	歴史資料・考古資料・民俗資料等の調査、収集、保存及び公開等に関する必要な専門的知識・技能の研修

○ 文化情報総合システムの構想図



○ 「友の会」組織の有無

(%)

「友の会」組織の有無	美術館		
	合計	公立	私立
調査数	289館	144館	145館
組織している	37.0	39.6	34.5
組織していない	62.3	60.4	64.1
不明	0.7	0.0	1.4

平成5年度文化庁調査による。

○ ボランティアの状況

(%)

協力を求めているか	美術館		
	合計	公立	私立
調査数	289館	144館	145館
求めている	13.1	22.2	4.1
求めていない	86.5	77.8	95.2
不明	0.3	0.0	0.7

(複数回答 %)

仕事内容	美術館		
	合計	公立	私立
調査数	38館	32館	6館
展示品の解説	42.1	40.6	50.0
展示会場の整理等	47.4	46.9	50.0
売店係員	15.8	18.8	0.0
券売・改札	7.9	3.1	33.3
清掃など環境整備	23.7	18.8	50.0
その他	47.4	50.0	33.3

平成5年度文化庁調査による。

21世紀に向けての美術館の在り方に関する調査研究実施要項

平成8年5月22日

最近改正 平成9年4月9日

文化庁次長裁定

1 趣旨

時代の進展に対応した21世紀に向けての美術館の在り方について調査研究を行い、もって美術館運営の充実に資する。

2 調査研究事項

- (1) これからの美術館の在り方に関すること
- (2) 学芸員の資質の向上に関すること
- (3) 全国の美術館の相互のネットワーク化に関すること
- (4) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者の協力を得て調査研究を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者に対して協力を求めるほか、関係者の意見を聞くことができるものとする。

4 実施期間

平成9年4月1日から平成10年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究に関する庶務は、関係各課と協力しつつ、文化庁地域文化振興課で処理する。

(別紙)

21世紀に向けての美術館の在り方に関する調査研究協力者

所	属	氏名
[公立美術館関係者]		
北海道立近代美術館	学芸第一課長	佐藤友哉
福島県立美術館	学芸課長	早川博明
群馬県立近代美術館	学芸課長	上村清雄
東京都現代美術館	普及部長	塩田純一
神奈川県立近代美術館	学芸課長	山梨俊夫
石川県立美術館	学芸第二課長	末吉守人
愛知県美術館	館長	浅野徹
三重県立美術館	学芸課長	毛利伊知郎
高松市美術館	学芸係長	住谷晃一郎
福岡市美術館	777美術館開設担当課長	後小路雅弘
[私立美術館関係者]		
ブリヂストン美術館	学芸員	貝塚健
根津美術館	次長兼学芸部長	西田宏子
出光美術館	学芸課長	弓場紀知
山種美術館	企画・普及課長	草薙奈津子
徳川美術館	副館長兼学芸部長	山本泰一
大原美術館	主任学芸員	守田均
[施設等機関関係者]		
東京国立近代美術館	美術課長	本江邦夫
国立西洋美術館	学芸課長	雪山行二
京都国立近代美術館	主任研究官	河本信治